

渡良瀬川流域治水協議会の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備、渡良瀬川大規模氾濫に関する減災対策協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

渡良瀬川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「渡良瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、渡良瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 渡良瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)に対し、幹事会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月4日から施行する。

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長

栃木県 県土整備部 参事兼河川課長

群馬県 県土整備部 河川課長

足利市長

栃木市長

佐野市長

桐生市長

太田市長

館林市長

みどり市長

板倉町長

邑楽町長

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 副所長
栃木県 県土整備部 河川課長補佐
群馬県 県土整備部 河川課次長
足利市 道路河川整備課長
栃木市 道路河川整備課長
佐野市 道路河川課長
桐生市 土木課長
太田市 道路整備課長
館林市 道路河川課長
みどり市 建設課長
板倉町 総務課長
邑楽町 安全安心課長

協議会での実施事項と今後の進め方について

【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。等

【今後の進め方】

協議会設置

- ・ 流域治水プロジェクトとは
- ・ 協議会での実施事項、進め方等
- ・ 流域対策の共有と検討について
- ・ 県管理区間（整備計画策定河川）の事業メニューの確認等

9月中（予定）

流域治水プロジェクト(案) 公表

- ・ 国・県管理区間における「河川に関する対策」を図示
- ・ 「流域に関する対策」（案）の記載
- ・ 「避難・水防に関する対策」（案）の記載 等

※協議会または幹事会を適宜開催

- ・ 検討している流域に関する対策を適宜反映

令和3年3月
（予定）

流域治水プロジェクト(最終版) 公表

- ・ 「河川に関する対策」「流域に関する対策」「避難・水防等に関する対策」のとりまとめ。

協議会の枠組み比較表

		流域治水協議会	大規模氾濫減災協議会
対象期間		河川対策については、河川整備計画対象期間	H29～R3の5か年（緊急行動計画対象期間）
協議会の位置付け		総力戦で進む防災・減災プロジェクト	水防法第15条の10に基づく法定協議会
目的		水害の激甚化・頻発化に備えた流域全体で水害を軽減させる治水対策の計画的な推進	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減
主な対策		戦後最大規模の洪水などの具体的な目標に対する治水対策	水害発生後の被害の軽減に向けた対策
実施方針		当該河川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討 ・河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定・公表	・洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報の共有 ・実施している現状の減災に係る取組状況の共有 ・浸水被害軽減を実現するために実施する取組事項についての協議・共有
関係法令		一	水防法第15条の9及び第15条の10
取組事項	河川における対策	1) 河川に関する対策 国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①一3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型ハート対策 ・河川防災ステーションの整備等 (※ソフト対策に資する対策)
	流域における対策	2) 流域に関する対策 以下の事項について、これまでの取組の状況等の共有と連携して実施する具体的な施策の検討 ①下水道に関する対策 ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐水化等 ②流出抑制に関する対策 ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備 ・民間事業者や住民による流出抑制対策（建物内貯留や各戸貯留等）への支援 ③土地の利用や住まい方に関する対策 ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導 ・家屋移転、宅地かさ上げ等への支援 ④浸水拡大抑制に関する対策 ・盛土構造物の保全、二線堤整備 ⑤利水ダムに関する対策 ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放水管等の整備	③氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等の共有・連絡体制の構築等
	ソフト対策	3) 避難・水防等に関する対策 情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会における取組の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①一1情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認等 ①一2平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ①一3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ②被害軽減のための取組 ②一1水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の確認等 ②一2多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実等 ④防災施設の整備等 ・重葺インフラの機能確保 ⑤その他 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・災害情報の共有体制の強化

【概念イメージ】

